

小値賀町議会第3回定例会 (第8日目)

1、出席議員 8名

1	番	今	田	光	弘
2	番	松	屋	治	郎
3	番	末	永	一	朗
4	番	土	川	重	佳
5	番	浦		英	明
6	番	横	山	弘	藏
7	番	宮	崎	良	保
8	番	立	石	隆	教

2、欠席議員 なし

3、地方自治法第121条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町		長	西		浩	三
副	町	長	谷		良	一
教	育	長	浦	幸	一	郎
総	務	課	中	川	一	也
住	民	課	吉	元	勝	信
福	祉	事	植	村	敏	彦
産	業	振	西	村	久	之
産	業	振	中	村	慶	幸
産	業	振	永	井	克	宜
建	設	課	蛭	子	晴	市
診	療	所	近	藤		進
教	育	次	田	川	幸	信
農	業	委	尾	崎	孝	三
員	会	事				
務		務				
局		局				
長		長				

4、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議	会	事	務	局	長	尾	野	英	昭
議	会	事	務	局	書	岩	坪	百	合

5、議事日程

別紙のとおりである。

## 議 事 日 程

小値賀町議会第3回定例会

平成27年9月17日（木曜日） 午前10時00分 開 議

- 第 1 会議録署名議員指名（ 横山弘藏議員 ・ 宮崎良保議員 ）
- 第 2 議案第53号 平成26年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定について
- 第 3 議案第49号 平成27年度小値賀町一般会計補正予算（第2号）
- 第 4 議案第50号 平成27年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 5 議案第51号 平成27年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 6 議案第52号 平成27年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 7 議案第57号 小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意について
- 第 8 各委員会の閉会中の継続調査（審査）について

## 追 加 議 事 日 程

- 第 1 議案第 5 8 号 小値賀町教育委員会教育長の任命の同意について
- 第 2 議案第 5 9 号 工事請負契約（設計・施工監理一括）の締結について

## 午前 10 時 00 分開議

議長（立石隆教） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

### 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、6 番・横山弘藏議員、7 番・宮崎良保議員を指名します。

### 日程第 2、議案第 53 号、平成 26 年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

議案第 53 号については、決算特別委員会に付託しておりましたので、決算特別委員会委員長に報告を求めます。

土川決算特別委員会委員長

決算特別委員会委員長（土川重佳） 決算特別委員会審査報告。

本委員会に付託された事件について、審査の結果を会議規則第 41 条の規定により報告します。

決算特別委員会審査報告をご覧ください。

1、委員会を開いた年月日及び場所、2 の出席した委員の氏名、3 の欠席した委員の氏名、4 の出席した委員以外の議員の氏名、5 の職務のために出席したものの、6 の説明のために出席したものにつきましては、報告書に記載のとおりです。7、付託を受けた事件の件名、8、会議に付した事件の件名は、議案第 53 号、平成 26 年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定についてでございます。

審査の結果及び経過を申し上げます。

本委員会は、9 月 11 日及び 9 月 14 日の 2 日間、会議を開き、各会計歳入歳出決算書、財産に関する調書、監査委員審査意見書及び主要施策の成果報告書に基づき、質疑をしました。質疑の主なものは、報告書に記載のとおりです。

慎重に審議した結果、本委員会は、議案第 35 号については、賛成全員により、これを認定すべきものと決しました。

その他、今回の決算に対する意見として、滞納問題・徴収事務については、戸別訪問など執行部の努力で成果は上がっていることは認められるが、平成 25 年度に比べ収入未済額が減った分、不納欠損額が増えている状況にあります。国勢調査の結果に伴い、今後、地方交付税の減額が予想され、財政運営が厳しくなると推測される中、限られた予算を有効に執行するためにも町税等の貴重な自主財源を確実に確保していくことは言うまでもなく、マンパワー不足の問題もありますが、納税者の公平を期する上からも、今後とも徴収努力を望みま

す。また、小さな財政規模でやっていく中、細かいところまで聖域なきチェックをしないといけない。使ったお金がどれだけ町民に有効に働いたか、使った後の結果を担当者は把握してほしい。予算の補正を怠って、減額しないで多額の不用額を生じたものがあつたので、緊張感を持って取り組んで欲しい。ゴミの問題やイノシシ対策の強化と、今後、町にとって重要な問題が山積しているので、効果的な財政運営をして欲しい。一般財団法人担い手公社への補助金については、担い手公社の会計内容を把握する必要があるのではないか。一般会計から特別会計への繰り入れは少なくする努力をして欲しい。などの意見が出されました。

今回、2日間の決算特別委員会を開催しましたが、経常収支比率は25年度より1.4ポイント上昇していることなど、なお一層の財政の硬直化が進んでいますので、経常的経費の削減努力を望みます。財政健全化指数の数値は良好なものとなっており、実質公債費率も9.6%で良好なものとなっております。今後ともなお一層の事業の効率化、予算の見直しを積極的に進め、安定した町財政の堅持を期待します。今回の委員会の質疑や意見などが、これからの予算編成とその執行に反映することを望みます。

以上で、決算特別委員会審査結果報告を終わります。

**議長（立石隆教）** これで報告を終わります。

お諮りします。

本案については、質疑を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 異議なしと認めます。

したがって、質疑を省略します。

これから、議案第53号、平成26年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

反対討論はありませんか。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

宮崎議員

**7番（宮崎良保）** 私は、議案第53号、平成26年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定について、認定する立場で討論をいたします。

一般会計では、31億7,983万8,798円で、昨年より3億3,189万1,060円の増額であり、予算現額に対する収入率は98.5%であり、順調に推移していると思います。個別に見ていくと、町税において予算現額1億6,087万1,000円の

うち調定額 1 億 6,008 万 1,678 円であるが、収入額が 1 億 5,185 万 6,246 円、収入率が 94.9%と、95%を割り込んでいるところが気になる場所であります。

しかし、不納欠損額 123 万 9,100 円を計上し、収入未済額も 698 万 6,322 円と、平成 25 年度と比較すると 958 万 7,444 円あった収入未済額が 93 万 5,128 円少なくなっており、評価すべきだと思います。収入未済額全体においても、町税を含めた使用料及び手数料及び財産収入及び雑収入を合わせて 852 万 2,316 円あるのが気になる場所ではありますけれども、昨年の 958 万 7,444 円より減ってきており、認定を拒否する理由とは言えません。また、自主財源の割合が昨年 15.4%から 13.8%と、極めて低い状態が依然として続いており、経常的に支出する割合も昨年の 77.7%から 79.1%と増えております。しかし平成 24 年度の 82.6%からすると低くなっておりますので、今後の推移を見守りたいと思います。町にとって弾力のある予算編成を考えた場合、70%程度が適当とされておりますので、常に緊張感を持った努力を期待するものです。

特別会計においても、昨年度に比べて全体で 8,919 万 712 円増えており、収入率も予算現額に対し 99.6%で昨年の 100.7%に及ばないものの、順調に推移しております。しかし、予算に対する執行率が昨年の 97.2%に対し、本年度は 95.6%と低くなっております。それらを含めた予算編成をしておると思いますので、最低でも 95%を割り込まないよう、予算編成に十分な算定基礎の算出を願うものです。小値賀町の財政状況については、昨日報告があった健全化判断比率や資金不足比率においても昨年同様、極めて順調に推移しているものと判断され、平成 26 年度決算認定を否決する理由が見当たりません。

よって、平成 26 年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論をいたします。

以上です。

**議長（立石隆教）** ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 53 号、平成 26 年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この表決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、『認定』とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに、賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

**議長（立石隆教）** 起立全員です。

したがって、議案第 53 号、平成 26 年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

以上をもちまして、決算認定は終了しましたので、決算特別委員会は廃止することにします。

村田・浦両監査委員さん、決算特別委員会委員の皆様におかれましては、大変ご苦労さまでございました。

**日程第 3、議案第 49 号、平成 27 年度小値賀町一般会計補正予算（第 2 号）を議題とします。**

本案について提案理由の説明を求めます。町長

町長（西 浩三） おはようございます。

議案第 49 号、平成 27 年度小値賀町一般会計補正予算（第 2 号）について、ご説明をいたします。

予算書 1 頁第 1 条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 5,720 万円を増額し、補正後の一般会計予算の総額を 28 億 8,960 万円とするものでございます。

第 2 条・地方債は、4 頁の第 2 表に示しますとおり、一時配分予定の臨時財政対策債、過疎債ソフト分等の追加と変更でございます。

補正の主なものとしましては、歳入では地方債の見込み計上約 5,200 万円が主なもので、歳出では社会保障税番号制度の導入にかかるシステム対応関係予算 1,000 万円と、基金への積み立て約 3,400 万円が主なものでございます。基金積み立てですが、特別養護老人ホームの増床が予定されており、小値賀町の老人福祉の向上のために、今後、建設費用に対し補助金の交付を予定しております。地域福祉振興基金に積み立てることにいたしました。その他、懸案となっておりました、3 月に発生しました民家火災の後始末について、代執行経費を計上いたしております。

以上、提案理由をご説明いたしましたが、詳細については担当課長より説明させますので、よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いをいたします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入より内容をご説明いたします。7 頁です。

8 款、1 項、1 目・地方特例交付金を 6 万 5,000 円増額し、補正後の額を 11 万 5,000 円としております。

13 款・国庫支出金、1 項・国庫負担金、1 目・民生費国庫負担金は、1 節・社会福祉費負担金、低所得者の介護保険料軽減負担金 66 万 7,000 円を補正し、1

項・国庫負担金の額を1億1,869万8,000円としております。同じく2項・国庫補助金、1目・民生費国庫補助金は、1節・社会福祉費補助金を16万2,000円、2節・児童福祉費補助金を13万5,000円計上、7目・総務費国庫補助金を8万5,000円補正し、補正後の国庫補助金を1億4,176万4,000円としております。同じく3項・委託金、2目・民生費委託金、1節・社会福祉費委託金37万円を補正し、補正後の委託金を315万1,000円としております。

14款・県支出金、1項・県負担金、2目・民生費県負担金は、1節・社会福祉費負担金33万3,000円、7節・生活保護費負担金223万9,000円を補正し、補正後の県負担金を6,149万9,000円としております。2項・県補助金は、1目・総務費県補助金で45万円、3目・衛生費県補助金は、海岸漂着物地域対策推進事業費補助金221万7,000円の追加計上。4目・農林水産業費県補助金は1節・農業費補助金の長崎県家畜導入事業費補助金が主なものでございまして、142万2,000円を減額。補正後の県補助金を1億7,286万4,000円としております。

17款・繰入金、2項・特別会計繰入金、3目・介護保険事業特別会計繰入金408万9,000円計上し、補正後の額を409万1,000円としております。

18款、1項、1目・繰越金を549万7,000円減額。5,350万3,000円としております。

19款・諸収入、4項、5目、4節・雑入は、説明欄のとおり112万8,000円を補正し、補正後の額を3,028万4,000円としております。

20款、1項・町債、1目・総務債は、臨時財政対策債3,857万9,000円を増額、3目・衛生債は、し尿収集車購入にかかる過疎債690万円の計上。4目・農林水産業債は、1節・農業債、ミニトマト集荷場整備等にかかる過疎債190万円の計上。5目、1節・商工債は、自然公園整備事業負担金に相当する180万円の追加計上と、しま共通地域通貨基金積み立て金に充当する分の30万円の減額。8目・教育債は、2目・中学校債の50万円の追加と、4節・社会教育債で野崎の文化財の防火対策にかかる調査費等に対する280万円の計上でございまして、補正後の町債を2億6,537万9,000円としております。

歳出について申し上げます。

2款・総務費、1項・総務管理費、1目・一般管理費は、臨時職員の異動等で1節・報酬と7節・賃金の組み替え。13節・委託料は、社会保障税番号制度の導入にかかる全国とのネットワークシステム構築にかかる委託料1,000万円の計上。5目・財産管理費は、地域福祉振興基金への積み立て金3,412万3,000円を計上。6目・企画費は、県単独事業の島への若者定住支援金を活用して、上ノ坂住宅の上にあります、もとの畑総事業所職員住宅、セミナーハウスの受入環境整備などのための備品購入費69万円が主なもので、100万円を計上。1項・総務管理費の補正後の額を3億9,081万5,000円としております。2項・徴税費、

2目・賦課徴収費は、過誤納還付金9万2,000円を計上し、補正後の額を2,646万1,000円としております。3項・戸籍住民基本台帳費、2目・住民基本台帳ネットワーク費は、番号制導入事務費で各節のとおり8万5,000円を計上し、補正後の額を2,314万8,000円としております。

3款・民生費、1項・社会福祉費、1目・社会福祉総務費は、介護保険特別会計繰出金226万円を計上。2目・国民年金事務費は、法改正システム改修委託料ほか42万7,000円を計上。4目・障がい者福祉費は、前年度の国庫支出金等精算返還金54万円計上し、補正後の額を3億2,844万5,000円としております。2項・児童福祉費、1目・児童福祉総務費は、柳児童公園の整備にかかる事業費と放課後児童クラブ事業関係で、各節のとおり145万3,000円を計上。2目・母子福祉費は償還金で4万5,000円を計上し、補正後の額を9,632万1,000円としております。3項・生活保護費、1目・生活保護総務費は、システム改修費32万4,000円の計上。2目・扶助費は財源組み替えで、3項・生活保護費の補正後の額を8,200万円としております。

4款・衛生費、1項・保健衛生費、3目・環境衛生費は、海岸漂着物対策にかかる事業費221万7,000円を追加計上し、1項・保健衛生費の補正後の総額を1億6,501万1,000円としております。2項・清掃費、2目・し尿処理費は、過疎債充当に伴う財源組み替えでございます。

5款・農林水産業費、1項・農業費、2目・農業総務費は、備品のプリンターの入れ替えで31万円の計上。3目・農業振興費は、19節・負担金補助、柳地区の水田用水中ポンプ更新事業補助金が主なもので、各節のとおり108万3,000円計上。4目・畜産業費は、長崎県家畜導入事業補助金の減額145万2,000円と、22節の賠償金89万7,000円を計上。1項・農業費の補正後の額を2億4,401万4,000円としております。3項・水産業費、4目・漁港管理費は、納島漁港台帳図面作成委託料で130万円の計上。5目・漁港建設費に5万円を計上し、補正後の水産業費の総額を1億9,545万1,000円としております。

6款、1項・商工費、3目・観光費は、長崎市水辺の森で開催されるラブフェス2015への参加経費ほか、各節のとおり32万円を計上し、補正後の商工費の総額を1億202万4,000円としております。

8款、1項・消防費、2目・消防施設費は、防災行政無線移動系デジタル化事業の節間組み替えで、委託料を工事費に一本化するものでございます。3目・災害対策費は、3月に発生した斑の民家火災後の危険家屋の処理にかかる代執行経費60万円を計上。補正後の消防費を2億5,395万1,000円としております。

9款・教育費、4項・小値賀中学校費、2目・教育振興費は、過疎債充当による財源組み替えでございます。同じく7項・社会教育費、7目・世界文化遺産登録推進事業費は、いよいよイコモスの調査が入りますが、関連経費等155万円

を計上。補正後の社会教育費を 9,092 万 7,000 円としております。

以上で、説明を終わります。

**議長（立石隆教）** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第 1 表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第 8 款・地方特例交付金

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 次へ移ります。

第 13 款・国庫支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 次に移ります。

第 14 款・県支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 次に移ります。

第 17 款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 次に移ります。

第 18 款・繰越金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 次へ移ります。

第 19 款・諸収入

浦 議 員

**5 番（浦 英明）** 損害保険の収入 89 万 6,000 円計上されておりますけど、この内容を尋ねます。

**議長（立石隆教）** 総務課長

**総務課長（中川一也）** お答えいたします。

この損害保険の収入は、全国町村会総合賠償補償保険に加入していますが、内容については産業振興課のほうに答えていただきますけど、損害のてん補金でございます。

**議長（立石隆教）** 産業振興課理事

**産業振興課理事（中村慶幸）** お答えいたします。

先ほど総務課長からお話がありましたけど、この全国町村会総合賠償補償保険を今回、請求しているんですけど、その中身ですが、今年の 5 月の下旬に斑の過疎基幹農道、小値賀町が管理しているわけですけども、その付帯施設でありますガードワイヤーが腐食断絶しておりまして、以前から、その破片が隣接

する牛舎及び放牧地で飼育されている牛がおりますけれども、その牛 1 頭が、牧草と共に誤ってその破片を飲み込んでしまったということで、町に過失があったということで保険請求して、今回、予算計上しています。

それと、歳出のほうで 12 頁の 5 款・農林水産業費、1 項・農業費、4 目・畜産業費の 22 節・補償、補填及び賠償金、こちらに賠償金の歳出予算を組んでおりますが、1,000 円の差異が生じておりますけれども、損害の見込み額として 89 万 6,760 円計上しておりますけれども、歳入は 760 円を切り捨てて計上しており、歳出は逆に切り上げて計上しておりますので、差異が出ております。

**議長（立石隆教）** ほかにありませんか。

諸収入、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 第 20 款・町 債

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 歳出に移ります。

第 2 款・総 務 費

今 田 議 員

**1 番（今田光弘）** 総務費の中の 6 目・企画費、18 節・備品購入費。セミナーハウスの備品で、エアコンは必要だと思うんですけど、パソコンがどうして計上されるのか、その理由を説明お願いいたします。

**議長（立石隆教）** 総 務 課 長

**総務課長（中川一也）** お答えいたします。

ここの企画費の内容ですけれども、島への若者定住支援補助金という、県の単独事業ですけれども、その補助金を活用してそういった環境整備をやるということで、パソコンを入れる理由ですけれども、その補助事業の 1 つが起業の場の支援ということで、勉強会とかセミナーとかいろいろなことができるような環境、アドバイザーを呼んでいろいろ学習ができたとか、そういった起業に向けた支援をする場としてセミナーハウスを活用したいということで、エアコンのほかにパソコン等の整備をします。エアコンの整備だけではそういう補助事業の対象になりませんので、そういったことも含めて合わせてやることで、町の環境整備を整えようということでやっております。

**議長（立石隆教）** 今 田 議 員

**1 番（今田光弘）** パソコンを導入するとウィルス対策ですかプリンター、あるいは消耗品、いろいろほかに経費かかるとは思いますが、それについてはどこかで計上されていますか。

**議長（立石隆教）** 総 務 課 長

**総務課長（中川一也）** 基本的には、過去に地域おこし協力隊等が使えるような格好で電話回線等を引っ張っております。ウィルス対策についてですけれども、

そこで特別に個人情報とかいったものを扱わないで、通常の業務上のインターネット環境であれば、役場の業務とは直接関係しないので、そこまでのセキュリティ関係を整備しようという考えは持っておりません。ある程度のウィルスソフト対策とかは必要になるかと思えますけども、その件については今後また必要に応じて対応したいと思います。

**議長（立石隆教）** ほかにありませんか。 **横山議員**

**6番（横山弘藏）** 一般管理費の13節・委託料ですね、中間サーバー接続システム構築業務委託料。これはマイナンバー制度関係と思えますけども、内容の説明をお願いします。

**議長（立石隆教）** 総務課長

**総務課長（中川一也）** 議員がおっしゃるように、マイナンバーにかかる関連事業で、これにつきましては、先ほどの提案理由の中で若干触れたかと思えますけども、全国の地方自治体と結ぶということで、従来のインターネットとは別の専用のネットワークと接続するということになりますので、町内の今の役場の全てのシステムから切り離して、相当なセキュリティを確保した対応をしなければいけないということで、そういった装置にかかる経費、そういうものを導入するシステムの設定にかかる経費といったものが必要になっております。これは全国的にどの自治体も必要になる作業で、お互いに連絡を取り合う時にかかるねという話をしているところでございます。

**議長（立石隆教）** ほかにありませんか。

総務費、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 次へ移ります。

第3款・民生費 **浦議員**

**5番（浦英明）** 3項の生活保護費の委託料ですけども、この生活保護業務の住宅扶助、冬季加算見直しに伴うシステム改修と書いてますけども、この内容を尋ねます。

**議長（立石隆教）** 福祉事務所長

**福祉事務所長（植村敏彦）** お答えいたします。

今年度の生活保護の見直しがありまして、住宅扶助と冬季加算が見直されております。住宅扶助については、扶助額が従来の2人以上になると1人の時の1.3倍というふうになっていたんですけども、今度の改正で、人数が2人の場合、3人の場合、4人の場合、5人の場合、6人の場合、7人以上ということで、細かく倍率が上がったということで、そのシステム改修に必要なのが1点。

それから冬季加算ですけども、今まで地区によって10月から3月までが冬季加算がされるようになってたんですけども、最近の天候不順とかもありまして、

季節感が少し変わってきたというのもありまして、それも細かく分けられるようになりました。10月から3月までであったりとか、11月から4月までであったりとか。そういうふうに細かく区分されることになりましたので、その分についてのシステムの改修費がかかるということです。

議長（立石隆教） 浦 議員

5番（浦 英明） システム改修については分かりました。冬季加算分については暖房とか、そういったものに対して加算しておったということですが、ある資料を見てみますと、例えば北海道とかいったところは加算額のほうが多かったとか、そういうことが言われておりまして、来年度からそれを差し引いてやるとか書かれておりましたので、これは小値賀町の人にも該当するのですか。そこら辺をちょっとお尋ねします。

議長（立石隆教） 福祉事務所長

福祉事務所長（植村敏彦） お答えいたします。

小値賀町については、先ほど言いました冬季加算の月については従来と変わりはないんですけども、金額については国から示される金額になりますので、一律に下げられることはないと考えております。

議長（立石隆教） 浦 議員

5番（浦 英明） これはシステム改修ということで、そこまで突っ込んで聞く必要もないと思いますけども、小値賀町に該当する人は、これは冬季加算と言いますか、それは何人ほどおられるのですか。

議長（立石隆教） 福祉事務所長

福祉事務所長（植村敏彦） 冬季加算については、保護世帯全世帯にかかるようになっております。今のところ40世帯。

議長（立石隆教） 休憩して、話すことはありますか。

話すことがあるなら、休憩とりますよ。

ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 無ければ、次へ移ります。

第4款・衛生費

宮崎議員

7番（宮崎良保） 衛生費の小値賀町重点区域海岸漂着物地域対策推進事業について伺いたいと思います。221万7,000円増額しておりますけども、現在、野崎地区の海岸清掃を行っていると思うんですけども、この野崎地区の新たな増額でしょうか。それとも別に計画をするのでしょうか。内容を伺います。

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（蛭子晴市） お答えいたします。

今、議員さんおっしゃられるとおり、野崎地区で2カ所行っているわけです。

けども、今回の追加分は本島の北の部分を含めて今のところ予定しております。どこをやるという細かいところまでは、今のところ決めておりません。

**議長（立石隆教）** 衛生費、ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 次へ移ります。

第5款・農林水産業費

横山議員

**6番（横山弘藏）** 農業振興費の13節・委託料。有害鳥獣駆除委託料42万7,000円の減額になっていきますけども、これの説明をお願いします。

**議長（立石隆教）** 産業振興課長

**産業振興課長（西村久之）** お答えします。

この有害鳥獣駆除の委託料の減額につきましては、ワナ免許の取得者の免許更新に伴う、今活動してもらっているワナの免許を持っている方の免許の更新のことなんですけども、これを19節の宇久・小値賀地域鳥獣被害防止対策協議会補助金40万とありますけども、そちらのほうに振り替えたということです。金額が何故違うかということ、人数の減がありましたので、その分が差でございます。

**議長（立石隆教）** 横山議員

**6番（横山弘藏）** 今、小値賀町に、このイノシシなんかを捕るワナの免許を持っている方は何人ぐらいおられますか。

**議長（立石隆教）** 産業振興課長

**産業振興課長（西村久之）** 約40名なんですけど、約というと怒られますので、はっきりしてから再度お答えしたいと思います。

**議長（立石隆教）** ほかにありませんか。

横山議員

**6番（横山弘藏）** 小値賀町のイノシシが段々増えているということでありまして、今までに、捕獲を始めてから何頭捕獲したか、分かっていたら教えてください。

**議長（立石隆教）** 産業振興課長

**産業振興課長（西村久之）** 答えばっかり保留して申し訳ないですけども、さっき言ったワナの免許は41名でございます。

当初からのイノシシ捕獲の累計につきましては、後ほどお答えしたいと思います。

**議長（立石隆教）** ほかにありませんか。

末永議員

**3番（末永一朗）** 13節の委託料の中で地域おこし協力隊関係がありますが、今、どのような仕事をしているのか、お願いします。

**議長（立石隆教）** 末永議員、これは全員のことでいいですか。

これに関連することではなく、全員の？

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） 全員ということですので、総務課のほうでお答えしたいと思います。今、アイランドツーリズム協会に1名、それから担い手公社に3名、まちづくり公社のレストランのほうに2名、それと総務課の机のところに2名、水産のほうに1名。主に産業振興の分野で、それぞれ特産品の開発、それから観光の振興といったところに、今、活動していただいているところです。

3名の方は、今年いっぱいはいよいよ起業化に向けて準備をしているところでございます。ここの予算につきましては、農業費で組んでますので、担い手公社にいる職員の活動にかかる経費でございます。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（西村久之） 先ほど累計の頭数を保留しておりましたけども、現在までに88頭でございます。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。 横山議員

6番（横山弘藏） 4目・畜産業費の19節、145万2,000円が減額になっておりますが、これは小値賀町の家畜導入の頭数が予定よりなかったということですか。説明をお願いします。

議長（立石隆教） 産業振興課理事

産業振興課理事（中村慶幸） お答えいたします。

この予算につきましては、県単事業の家畜導入事業補助金というのがありますけども、今年度になって制度が改正されております。それに伴う減額補正になるんですけど、従来は肉用牛の優良雌牛の導入とそれ以外の導入ということで、対象になっていましたけれども、改正後は優良雌牛に絞って維持タイプと増頭タイプというふうに制度が変わったものです。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 無いようでしたら、次へ移ります。

第6款・商工費 浦議員

5番（浦英明） 13節の委託料。野崎港Wi-Fi環境調査委託料の内容を尋ねます。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） お答えいたします。

野崎につきましては、非常に電波状態が悪くて携帯が入らないという問題がございます。これから教会群の世界遺産に向けて、そういった環境を改善しなければいけないということで、自然学塾村のほうはWi-Fiが使える環境でございますので、そこから港周辺まで無線で飛ばすなどして、Wi-Fiが使える環境をいかに安く簡単にできるかということ調査したいということで、そういったこ

とをこの委託事業でやりたいと思っております。

議長（立石隆教） 浦 議員

5番（浦 英明） これは携帯と違って、鉄塔を建てるとかそういった必要はないわけですね？

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） 無線の送受信の格好にはなろうかと思えますけども、そういった大きい鉄塔を建てるということではございません。

議長（立石隆教） 浦 議員

5番（浦 英明） 何て言いますか、範囲があると思えますけども、平米数ですかね、そういったのが分かれば。それと公園法に照らして大丈夫なのか。そういった設置というか、その2つを尋ねます。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） そういったことを調査するための初期の調査のための経費でございます。試験的に調査だけを行うものですから、その公園等の協議とかは予定しておりません。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次へ移ります。

第8款・消 防 費

今 田 議 員

1番（今田光弘） 災害対策費ということで、危険家屋を行政代執行で行うということで、かなりその手続きに時間がかかると思うのですが、その大まかなスケジュールを教えてください。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） 今、関係者に文書で同意を求めています。まだ揃っておりませんので、そういったものが揃って、法的に大丈夫であろうという見通しがつけば、早急にやりたいと思っておりますので、そのレベルになるまでいつまでかかるか、なかなか、音沙汰ない人もいらっしゃいますので、明確な時期についてはちょっと分かりませんが、できるだけ早急にやらないと代執行の意味もございませんので、その辺は努力していきたいと思えます。

議長（立石隆教） 今 田 議 員

1番（今田光弘） 歳出に関しては、そこで60万出るということですが、行政代執行ですので、当然、費用は回収するというのが本来だと思うんですが、その収入についてはどこに計上されているのか、お教えてください。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） お答えいたします。

その件についてはいろいろと調べてもみたんですけども、他所の事例、あ

まり良い参考にはならないと思うんですけども、分納とかで雑入で受けるという格好を取っている自治体の事例がありましたので、見込みがあれば、そういった雑入で受け入れたいと考えておまして、今のところはっきりした…。生活保護世帯でもございましたし、なかなか、そういうふうにお金が出せるような状況じゃないこともありまして、非常にこの代執行、かなり内部でも、揉めたんですけども、そういうわけでどれだけ取れるかという見通しが今のところないものですから、また規則や条例でもこういったことに対して取り決めがないものですから、とりあえず雑入で受ける予定にはしておりますけれども、予算化はしておりません。

議長（立石隆教） 今 田 議 員

1 番（今田光弘） 撤去した後、更地になると思うんですけど、基礎も全部撤去するかどうか。それとその後の更地あるいは基礎が残っている状況で、その後の土地利用をどうするか、お聞きします。

議長（立石隆教） 総 務 課 長

総務課長（中川一也） そのことについても内部でいろいろ議論があったんですけども、有効活用することで地域住民の福祉の向上に努めることが、代執行の 1 つの言い訳といたしますか、そういうことにもなるということで、また場所が非常に道路が狭い不便なところですので、一時停車とか、いろいろな配達業務の人たちが車を止められるような格好とか、そういうふうにも有効活用していこうとは思っておりますし、また権利を持っている方々には、そういった寄付も含めた同意を、今求めているところでございます。

議長（立石隆教） 今 田 議 員

1 番（今田光弘） はい、分かりました。

債権の回収が困難ということは分かりますが、やはり最初から債権放棄するような感覚を持っていると、たぶん多くの町民が理解していただけないと思うんで、その辺の認識を持って進めていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

議長（立石隆教） 総 務 課 長

総務課長（中川一也） お答えいたします。

できるだけ取れるものは取るという方針は揺らぎませんが、仮に取れない時に、土地が町が有効に活用できるのであれば、そこはそれで一定の説明はできるかなと考えております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 続いて、第 9 款・教 育 費 宮 崎 議 員

7 番（宮崎良保） 教育費の世界文化遺産登録推進事業の中で、野崎港周辺現地

測量業務委託料というのが 120 万あります。これにつきましては、昨日、今田議員の一般質問でも町長が詳細な説明を行っておりますが、この町道の整備を主に目的にしたものであらうと思えますけども、その内容の説明をお願いします。

**議長（立石隆教）** 教育次長

**教育次長（田川幸信）** お答えいたします。

測量業務委託料 120 万の計上でございますが、今後、検討予定の伝統的木造家屋であります野崎島の神官屋敷の修復及び世界文化遺産での野崎のビジターセンターの建設、また野崎集落における観光ルートの検討や観光客の安全確保のための道路の修復など、必要な整備が今後予想されることから、その基礎となる資料として、野崎の港を上がった、野崎集落、今、集落の外周的にフェンスを張っておりますけども、あの範囲内で 500 分の 1 の測量をしたいと。また道路、水路、石垣等、重要な箇所については、その勾配や高低差が分かるようなレベル測量まで含めて測量したいと考えております。

**議長（立石隆教）** 宮崎議員

**7 番（宮崎良保）** 野崎集落周辺の測量ということでありましたけども、ビジターセンターについて、岩坪元成宅を本来はビジターセンターに活用するという話を聞いていたんですけども、これは話が別個になったということで認識していいですか。

**議長（立石隆教）** 教育次長

**教育次長（田川幸信）** 町長の行政報告の中にもちょっと触れられていたとは思いますが、当初は尼忠東店のように文化財としての修復、その後の活用として神官屋敷のビジターセンターとしての活用を考えておりましたが、その後、協議を重ねるうちに、今の神官屋敷は狭すぎる、また雨等の避難等を考えた場合、海岸近くに設置すべきではないかということで、現時点では文化財及び武家屋敷の・・・、要するに観光ついでいいですか、神官屋敷と観光客・来訪者の受入のビジターセンターは別に、現時点では考えております。

**議長（立石隆教）** 宮崎議員

**7 番（宮崎良保）** 大体分かりました。ところで昨日、一般質問の中で町長が言っていたあそこのトイレの修復ですね。町長に言わせると将来は、浄化槽を設置した水洗便所を設置したいという申し出がありましたけども、これらの測量については、今回はしないということですか。

**議長（立石隆教）** 教育次長

**教育次長（田川幸信）** 今回の測量には入っておりません。

**議長（立石隆教）** よろしいですか。

ほかにありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。  
質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** 質疑なしと認めます。

次に、第2表『地方債補正』について、ご質疑願います。4頁です。  
質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「反対討論なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** 反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「賛成討論なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** 賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第49号、平成27年度小値賀町一般会計補正予算(第2号)を採決します。

この表決は、起立によって行います。

議案第49号、平成27年度小値賀町一般会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

**議長(立石隆教)** 起立全員です。

したがって、議案第49号、平成27年度小値賀町一般会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

**日程第4、議案第50号、平成27年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。**

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

**町長(西 浩三)** 議案第50号、平成27年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について、ご説明をいたします。

長崎県及び国保連合会、後期高齢者医療広域連合では、近年、医療費の上昇防止対策として、人工透析の予防事業に重点的に取り組んでおりますが、その一環として今年度から、糖尿病性腎症重症化予防事業が始まりました。これは、

糖尿病で腎臓の病気が重症化して人工透析治療となることを、その手前で防止しようとする事業でございます。長崎県は全国と比較しましても、その患者が多い状況にありますので、県、郡、医師会と連携しながら事業を推進するものでございます。本町の地区ブロックとしましては、新上五島町、佐世保市宇久町の3つとなっております、この両ブロックの中間に位置する本町が拠点となって事業を行うものでございます。早速10月から事業が始まる運びとなったことで、今回、管理栄養士1名の人件費、その他の予算追加補正を行うものでございます。合わせて歳入では、国民健康保険税の賦課実績に基づいた調整と前年度の繰越金及び国民健康保険財政調整基金繰り入れ等の調整。一方、歳出では、先に説明しました糖尿病性腎症重症化予防事業の経費等、前年度の国県支出金等の精算返還が主な内容でございます。

予算書1頁、第1条のとおり、既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ382万8,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ5億5,322万8,000円とするものでございます。

なお、詳細については担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いをいたします。

**議長（立石隆教）** 住民課長

**住民課長（吉元勝信）** それでは、事項別明細書7頁から、内容説明をいたします。

歳入では、1款、1項・国民健康保険税、1目・一般被保険者国民健康保険税で、各節記載のとおりの内容で571万8,000円の減額。2目・退職被保険者等国民健康保険税を各節のとおり148万2,000円減額し、1項・国民健康保険税の補正後の総額を8,588万2,000円としております。

6款・県支出金、2項・県補助金、1目・財政調整交付金は、特別調整交付金として、先ほど町長が説明をいたしました糖尿病性腎症重症化予防事業分を206万円増額し、2項・県補助金の補正後の総額を2,632万3,000円としております。

9款・繰入金、2項・基金繰入金、1目・財政調整基金繰入金は、720万円増額し、2項・基金繰入金の補正後の総額を720万1,000円としております。これは国民健康保険運営協議会の答申による急激な保険税引き上げ緩和策による繰り入れ分でございます。

10款、1項・繰越金、1目・一般被保険者繰越金ですが、前年度分繰越金を176万8,000円増額し、1項・繰越金の補正後の総額を1,376万9,000円としております。

次に、歳出では、8款・保健事業費、2項・健康管理センター事業費、2目・保健指導事業費で、糖尿病性腎症重症化予防事業費を各節のとおり229万9,000円増額し、2項・健康管理センター事業費の補正後の総額を644万6,000円と

しております。事業の内容といたしましては、管理栄養士を県栄養士会から派遣してもらい、該当者について主治医と連携をとりながら年間を通じた栄養指導を行い、人工透析にならないように予防するというものでございまして、今年度はそのための研修等、準備段階となりますが、来年度からは全県下に事業が拡大されることになっております。

12 款・諸支出金、1 項・償還金及び還付加算金、2 目・退職被保険者等償還金は、前年度分療養給付費交付金の精算にかかる返還分として、97 万 7,000 円増額。5 目・特定健康診査・保健指導補助金償還金は、同じく前年度の実績に基づく精算返還金として 55 万 2,000 円を計上し、1 項・償還金及び還付加算金の補正後の総額を 165 万 1,000 円としております。

以上で、説明を終わります。

**議長（立石隆教）** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第 1 表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第 1 款・国民健康保険税

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 続いて、第 6 款・県支出金

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 次に移ります。

第 9 款・繰入金

宮崎議員

**7 番（宮崎良保）** 財政調整基金繰入額が 720 万と、大幅に増えております。先ほどの説明によりますと、国民健康保険の高額納税者が急激に上がらないような調整するということでしたが、その内容の説明を、もう少し詳しく願います。

**議長（立石隆教）** 住民課長

**住民課長（吉元勝信）** お答えいたします。

平成 27 年度につきましては、平成 26 年度に比較しますと、かなり国民健康保険の被保険者の所得が減っております。これは 6 月の税率改正の時にも若干、ご説明いたしました。そのままの税率で算定いたしますと 7,500 万ぐらいの金額になりまして、平成 27 年度の必要額としては 9,000 万ほどになりますので、その差額が 1,500 万ほど発生してきます。そういうことを運営協議会のほうに提案して、1,500 万ほど上げなければ、今年度の国保運営が難しいという話をさせていただきました。そういう中で、先ほど申しましたように、所得が一方で

は減っている中で、急激な保険税率引き上げを行いますと、かなり負担がかかってくるという答申がございまして、約半分ぐらいは税率改正によりまして引き上げる。半分ぐらいは基金で対応しようと、そういう方針になりましたので、今回、720万の予算計上をさせていただいております。

**議長（立石隆教）** 宮崎議員

**7番（宮崎良保）** 1,500万の半分程度は、この調整基金でやるということですが、でも、現在払っている国民健康保険の納税額には何ら関係ないと思われませんか。関係ないのですか。現在の税額には影響しないのか、伺います。

**議長（立石隆教）** 住民課長

**住民課長（吉元勝信）** お答えいたします。

現在賦課して納付いただいている金額については、この720万円を繰り入れたものとして計算をしておりますので、その分、現在お支払いいただいている金額については、変更はございません。

**議長（立石隆教）** ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 次に移ります。

第10款・繰越金

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 歳出に移ります。

第8款・保健事業費

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 無いようでしたら、次に移ります。

第12款・諸支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「賛成討論なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** 賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 50 号、平成 27 年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり。)

**議長(立石隆教)** 異議なし認めます。

したがって、議案第 50 号、平成 27 年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)は、原案のとおり可決されました。

**日程第 5、議案第 51 号、平成 27 年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)を議題とします。**

しばらく休憩します。

— 休 憩 午 前 11 時 12 分 —  
— 再 開 午 前 11 時 20 分 —

**議長(立石隆教)** 再開します。

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

**町長(西 浩三)** 議案第 51 号、平成 27 年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)について、ご説明をいたします。

このたびの補正は、第 1 条のとおり歳入歳出予算総額にそれぞれ 2,936 万 1,000 円を追加し、補正後の予算総額を 4 億 5,936 万 1,000 円とするものであります。

歳出では、平成 26 年度に改正されました介護報酬の会計に伴う電算システム改修事業にかかる委託料の計上、それに介護保険給付費準備基金への積立金及び 26 年度分の精算によりまして、一般会計への繰戻しによる繰出金の追加計上が主なものでございます。その財源としまして、歳入では平成 27 年度の電算システム改修事業に対する国庫補助金の追加、平成 26 年度の地域支援事業の確定に伴う追加交付による補正、低所得者保険料軽減等による一般会計からの繰入金等の増額及び前年度繰越金を見込み計上して、歳出財源に充当をしております。

以上、提案理由をご説明いたしました。詳細については担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いをいたします。

**議長(立石隆教)** 福祉事務所長

**福祉事務所長(植村敏彦)** お答えいたします。

それでは、説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入から順にご説明いたします。7頁をご覧ください。

歳入では、4款、2項、5目・事業費補助金は、介護保険制度改正に対応するためのシステム改修に対し交付されるもので、92万3,000円を増額し、2項・国庫補助金の補正後の総額を5,491万1,000円としております。

6款、1項、2目・地域支援事業支援交付金は、町が実施する介護予防事業、包括的支援事業に対し、支払基金より交付されるもので、平成26年度の実績にかかる精算交付分の38万8,000円を増額し、1項・支払基金交付金の補正後の総額を1億2,285万9,000円としております。

7款、1項、4目・その他一般会計繰入金を92万4,000円を増額。5目・低所得者保険料軽減繰入金は、介護保険料所得段階区分第1段階の第1号被保険者に対する軽減措置にかかる分で、133万6,000円を増額計上し、1項・一般会計繰入金の補正後の総額を6,324万2,000円としております。

12款、1項、1目・前年度繰越金を平成26年度の決算見込みにより、2,579万円を増額し、1項・繰越金の補正後の総額を2,679万円としております。

8頁をご覧ください。

歳出では、1款、1項、1目・一般管理費は、13節・委託料を184万7,000円増額。1項・総務管理費の総額を282万1,000円としております。

6款、1項、1目・基金積立金977万1,000円を増額計上は、介護保険事業の安定した運営を確保する目的でありまして、1項・基金積立金の総額を977万2,000円としております。

7款、1項、1目・償還金1,365万4,000円を増額は、平成26年度の介護給付費地域支援事業等の実績に基づき超過交付となった国庫補助金等で、1項・償還金の補正後の増額を1,370万4,000円としております。7款、2項、1目・一般会計繰出金は、平成26年度分の一般会計負担金の精算繰り戻しとして408万9,000円を増額し、2項・繰出金の補正後の総額を409万円としております。

以上で、説明を終わります。

**議長（立石隆教）** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第1表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第4款・国庫支出金

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 次に、第6款・支払基金交付金

ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 次に、第7款・繰入金 浦議員

5番(浦英明) この繰入金につきまして、5目・低所得者保険料軽減繰入金とありますけども、これは町長も説明されたし、担当部署も説明されてるんですけども、この介護保険の一部改正によりまして、今年度4月以降にこれは繰り入れをなささいということになっておるようですが、今までになかった分が今回初めて予算計上されておりますので、もう少し詳しく説明を。

議長(立石隆教) 福祉事務所長

福祉事務所長(植村敏彦) お答えいたします。

この低所得者保険料軽減ですけども、第1号被保険者の第1段階の軽減率が0.5でしたけども、それにまた国が0.05上乗せして軽減をするということで、その0.05分に対する国からの2分の1の負担金と県の4分の1、それと町の4分の1を一般会計で受けまして、その分を一般会計から特別会計、介護保険のほうに繰り入れるというものです。

議長(立石隆教) 浦議員

5番(浦英明) この段階というのは、ちょっと資料で見ましたけども、何か9段階ぐらいまであるようでございますが、これを説明してくれということは言いませんけども、この繰り入れによって、これをどういうふうにするのか。極端に言えば、歳出見合いですかね、そういったものが分かればお願いします。

議長(立石隆教) 福祉事務所長

福祉事務所長(植村敏彦) お答えいたします。

本来であれば、第1段階から0.5分を貰うわけなんですけども、今回、0.05引き下げましたので、1段階の人からは0.45しか貰いません。その分の0.05分を国と県と町で負担するということになりますので、基本的には介護給付費等に回っていくものと考えております。

議長(立石隆教) ほかにございせんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 無いようでしたら、次に移ります。

第12款・繰越金

ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 歳出に移ります。

第1款・総務費

総務費、ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 無いようでしたら、次に移ります。

## 第6款・基金積立金

浦 議員

**5番(浦 英明)** この基金積み立てについては、国保もそうなんですけど、私が一応、これを繰り入れして使うのはいかなものかと言っておったんですけど、以前の答弁では、このお金が残っていれば国保連合会に、没収という言い方はおかしいですけど、みんな持っていかれるのではないかということで、これが無くなった時点であとで考えますという答弁をされておったんですけども、この介護保険については私は聞かなかったんですけども、ここで積み立てするというのはどういう意味合いなんですか。

**議長(立石隆教)** 福祉事務所長

**福祉事務所長(植村敏彦)** お答えいたします。

この積み立てた分については、現在、介護保険は第6期の介護保険で、27、28、29の3カ年の計画を立てて、そこでかかる介護給付費等に対して被保険者から負担金をいただくようになってるんですけども、その基準額を設定するわけなんですけども、今、第5期で3,860円だったのが、第6期で5,070円になったんですけども、今後、特老の増設もありますので、この6期の間に給付費等が上がった場合に、7期にまた保険料を上げる必要が出てくることもあります。その時に、今の5,070円から一気にボンと上げることも利用者にとっては相当の負担がかかりますので、その場合の財源の充当ということで、一応、積み立てさせてもらうようにしております。

**議長(立石隆教)** 浦 議員

**5番(浦 英明)** じゃあ、今度改正になった介護保険の分については、今言ったこの積み立てが、977万1,000円追加して977万2,000円になっておりますけども、3年間はこれで一応足りるというような意味合いでいいんですか。

**議長(立石隆教)** 福祉事務所長

**福祉事務所長(植村敏彦)** これで足りるという質問ですけども、そういう意味合いじゃなくて、とりあえず、積立金の考え方としましては、介護保険特別事業会計の収入支出の決算の余剰金が出た場合に、国・県・支払基金等に前年度の超過分等を償還するのと、あと一般会計のほうからいただいておりますので、その分の、また精算して繰り戻し金がありますけども、その残りについて、先ほども言いましたように将来的な保険料に対応するために積み立てしておくという性質のものだと考えております。

**議長(立石隆教)** ほかありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** 次に移ります。

## 第7款・諸支出金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**議長（立石隆教）** これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 51 号、平成 27 年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第 51 号、平成 27 年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

（全議員、学校給食講義及び学校給食試食会に出席）

— 休 憩 午 前 11 時 35 分 —

— 再 開 午 後 1 時 58 分 —

**議長（立石隆教）** 再開します。

**日程第 6、議案第 52 号、平成 27 年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。**

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

**町長（西 浩三）** 議案第 52 号、平成 27 年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について、ご説明をいたします。

予算書 1 頁、第 1 条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 572 万 7,000 円を増額し、補正後の予算総額を 1 億 7,442 万 7,000 円とするものでございます。

まず、歳出では、笛吹浄化センターに設置されております曝気装置の修繕費の 572 万 7,000 円の計上のみでございます。この装置は、浄化センターに流入される汚水に酸素を供給しバクテリアを活性化するもので、汚水を処理する上で大変重要な装置で、3 台が設置され、それぞれタイマーにより交互に運転をさ

れております。しかし、平成 16 年の供用開始から 11 年が経過し、今回 1 台が故障したのですが、既にオーバーホールの時期を経過しておりますので、今回、他の 2 台も含め一緒に修繕を行うものでございます。

その財源としましては、歳入で前年度繰越金の見込み計上で充当することとしております。

以上、提案理由のご説明を終わります。

よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いをいたします。

**議長（立石隆教）** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第 1 表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第 5 款・繰越金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 歳出に移ります。

第 1 款・総務費

総務費、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 52 号、平成 27 年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第 52 号、平成 27 年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 57 号、小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長

町長（西 浩三） 議案第 57 号、小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意について、ご説明をいたします。

地方税法第 423 条第 1 項の規定により、本町には 3 名の委員さんで構成される固定資産評価審査委員会が設置されており、委員につきましては、同条第 3 項の規定により、議会の同意を得て市町村長が選任することとなっております。

今回、委員であります中村和雄氏の任期が 9 月末で満了となりますので、引き続きお願いしようとするものでございます。

中村和雄氏は、皆様ご承知のとおり、町職員として税務行政に長年携わり、税関係の知識も豊富で、またこの固定資産評価審査委員会委員を 4 期、12 年間務めていただいておりますので、適任者だと思っておりますので、本案を提案し、議会の同意を求めるものでございます。

任期は、平成 27 年 10 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日までの 3 年間となります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いをいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行いたいと思っておりますが、人事に関する案件でありますので、討論を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、討論を省略いたします。

これから、議案第 57 号、小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意についてを採決します。

お諮りします。

小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意については、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 57 号、小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意

については、これに同意することに決定しました。

**日程第 8、各委員会の閉会中の継続調査（審査）についてを議題とします。**

各委員会委員長から、会議規則第 75 条の規定によって、委員会の特定事件調査事項について、閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

お諮りします。

各委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 異議なしと認めます。

したがって、各委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

しばらく休憩します。

（町長から議長へ追加議案、提出）

— 休 憩 午 後 2 時 05 分 —  
— 再 開 午 後 2 時 05 分 —

**議長（立石隆教）** 再開します。

お諮りします。

ただいま、町長から、議案第 58 号、小値賀町教育委員会教育長の任命の同意についてと、議案第 59 号、工事請負契約の締結についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第 1、追加日程第 2 として、議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第 58 号、小値賀町教育委員会教育長の任命の同意についてと、議案第 59 号、工事請負契約の締結についてを日程に追加し、追加日程第 1、追加日程第 2 として、議題とすることに決定しました。

しばらく休憩します。

（追加議事日程表及び追加議案、配付）

— 休 憩 午 後 2 時 05 分 —  
— 再 開 午 後 2 時 07 分 —

**議長（立石隆教）** 再開します。

**追加議事日程第 1、議案第 58 号、小値賀町教育委員会教育長の任命の同意についてを議題とします。**

吉元住民課長の退場を求めます。

(吉元住民課長、退場)

**議長(立石隆教)** 本件について提案理由の説明を求めます。 町 長  
**町長(西 浩三)** 議案第 58 号、小値賀町教育委員会教育長の任命の同意について、ご説明をいたします。

教育委員に就任してから 4 年間に、3 年間は教育長として、校舎建設や小値賀町にとって長年の懸案でした学校給食の開始等、大きな業績を残していただきました浦 幸一郎教育長の任期満了が 9 月 30 日と迫る中、私としましては、新しい制度のもと引き続き教育長をお願いしたいと考えておりましたが、ご本人の都合で任期満了をもって退任したい旨の申し出がありました。慰留に努めました。ご本人の意志も強く、引き止めることができませんでした。その後、慎重に人選を進めておりましたが、後任の教育長として、現在の住民課長、吉元勝信君をお願いしたいと思っております。

ご承知のとおり、吉元課長は、昭和 50 年に役場に入り、教育委員会の職務経験はありませんが、総務課、農業委員会、診療所の経験もあり、最近では産業振興課長、住民課長、初代の福祉事務所長を歴任しており、経験豊富な人材であります。教育委員会に関しましては、去年から法律が改正されておまして、今回から教育長を直接、首長が任命することになっております。人柄も、皆さんご承知のとおり、大変真面目で温厚な方で、教育長として適任だと思いますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は、法律改正によりまして、平成 27 年 10 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日までの 3 年間となります。

よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願いをいたします。

**議長(立石隆教)** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行いたいと思っておりますが、人事に関する案件でありますので、討論を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** 異議なしと認めます。

したがって、討論を省略いたします。

これから、議案第 58 号、小値賀町教育委員会教育長の任命の同意についてを

採決します。

お諮りします。

小値賀町教育委員会教育長の任命の同意については、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第 58 号、小値賀町教育委員会教育長の任命の同意については、これに同意することに決定しました。

しばらく休憩します。

(吉元住民課長、入場)

— 休 憩 午 後 2 時 10 分 —

— 再 開 午 後 2 時 11 分 —

**議長(立石隆教)** 再開します。

**追加議事日程第 2、議案第 59 号、工事請負契約の締結についてを議題とします。**

本件について提案理由の説明を求めます。 町 長

**町長(西 浩三)** 議案第 59 号、工事請負契約の締結について、提案理由のご説明をいたします。

小値賀町デジタル防災行政無線施設(移動系)整備工事の設計・施工監理一括業務については、小中学校の設計業務で採用しました業者提案型の公募型プロポーザル方式を採用し、ホームページ等を活用して公募を行いました。西日本電信電話株式会社長崎支店と、日本無線株式会社長崎支店、2社の応募に留まりました。審査委員会で2社から提出された提案書を慎重に比較審査をした結果、日本無線株式会社長崎支店が受託者として最もふさわしいとの報告を受けました。提出された見積書の精査を実行し、記載の金額 8,700 万円に消費税を加算した金額、9,396 万円で、随意契約により、日本無線株式会社長崎支店との請負契約を締結いたしたく、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定及び小値賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の所得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案をご提案申し上げる次第でございます。

なお、受託業者は、小値賀町防災行政無線同報系の施工監理を長年している業者でもありますので、今後の維持管理、管理費用の面でも安価での維持管理が可能であるとの判断もしております。

工期は、年度末 3 月 30 日までを予定しております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いをいたします。

**議長(立石隆教)** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

浦 議員

**5 番（浦 英明）** 9,396 万円、これの契約金が高いのか、安いのかと言えば、私は、工事費が約 1 億 5,100 万だったので、60 数%になると思いますので、結構安くなってると。これは、ここに書いているようにプロポーザル方式と、こういった随意契約によりまして、こういうふうになくなったのかなと思っておるんですけども、このことについてお尋ねします。

**議長（立石隆教）** 総務課長

**総務課長（中川一也）** お答えいたします。

提案理由でも申し上げましたように、提出された見積書の中身、プロポーザルで申し出てきた設計書の中身をですね、慎重に内部で検討をいたしまして、過剰なものは落とすという考え方を少し入れましたので、できるだけコストを縮減しようという意図で、また業者のほうにも、2社にまた提案をして、非常に合理化を図った経緯がございます。

また、当初予算を組む場合には、考えられるようなものはできるだけ入れておかないと、補助申請等の時に事業費が上がることは、まず補助金が認められないところがございますので、そういった面では当初予算はあくまでも概算ということで、ある程度大きく予算を編成しておりました。

**議長（立石隆教）** 浦 議員

**5 番（浦 英明）** 私がこのプロポーザル方式というのをやったのは、今日、給食に行きました小値賀小中学校ですね、これはもちろん、設計監理委託料だったんですけども、これをプロポーザル方式にやりまして、その時プロポーザル方式とはどういうものか、そこ辺りが全然分からなかったもんですから、そこから聞いていったわけなんですけども。やっぱり我々も提案型ということで、議員が、その時は総務委員だったですかね、分かれて、どちらのほうに重きを置いてやるか、どこの提案型がいいのか、そういったのを我々が話し合いをしていって、詰めていった経緯があります。その中で話し合った内容によりますと、大分安くなるのかなと思っておったんですけども、それほど安くは上がりませんでしたですね。なぜかというならば、今、課長も答弁した内容のようにありまして、ここをもう少しこういうふうにしていった方がいい、だからここがちょっと大きく経費が要りますよと、これに対しては削っていいですよと、そういったプロポーザル方式で選定していったというふうに思うんですけども、私が今聞いたのは、また同じような聞き方をしますけども、結構安くあがればそれに越したことはないんですけども、これほどギャップがあるとは思わなかったのですね、そこ辺りについて、再度、私がちょっと分からないのかなと思いますけども、答弁できる内容があれば答弁していただきたいと思います。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） 中身にちょっと触れますと、バッテリーですね、停電時に何時間ももつようなバッテリー。自家発電機があるのに、そういったバッテリーを余計に見ているようなところとかいったものは二重投資になるということもございましたので、そういったものが意外に1台500万とかいった金額になるもんですから、そういったものを除いたことと、それともう1点は企業のほうも、こちらのほうから再度いろんな要求をした段階で、企業努力ですね、かなり落としてきた部分がございます。そういったものの合算の結果がこういう結果になっております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。 横山議員

6番（横山弘藏） この会社は、こういった仕事に関しての実績も結構ありますか。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） プロポーザルに申し込んできた業者は2社とも大手でございます。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第59号、工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

これで、平成27年小値賀町議会第3回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

— 午 後 2 時 19 分 閉 会 —